

議案第51号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月16日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和8年度における国民健康保険税の税率を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険税条例（平成17年朝来市条例第77号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,800円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,400円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」</p>

という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 18,600円

(2) 特定世帯 9,300円

(3) 特定継続世帯 13,950円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,600円

という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 19,300円

(2) 特定世帯 9,650円

(3) 特定継続世帯 14,475円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円

(2) 特定世帯 3,800円

(3) 特定継続世帯 5,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,294円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について87円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

(2) 特定世帯 3,900円

(3) 特定継続世帯 5,850円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 (略)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

(賦課期日)

第10条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所

(賦課期日)

第10条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所

得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について18,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,020円

(イ) 特定世帯 6,510円

(ウ) 特定継続世帯 9,765円

得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について18,480円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,510円

(イ) 特定世帯 6,755円

(ウ) 特定継続世帯 10,133円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円

(イ) 特定世帯 2,660円

(ウ) 特定継続世帯 3,990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,680円

カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について906円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について61円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,490円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,460円

(イ) 特定世帯 2,730円

(ウ) 特定継続世帯 4,095円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,400円

カ (略)

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,300円

(イ) 特定世帯 4,650円

(ウ) 特定継続世帯 6,975円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,650円

(イ) 特定世帯 4,825円

(ウ) 特定継続世帯 7,238円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,350円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,900円

(ウ) 特定継続世帯 2,850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,200円

カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について647円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について44円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

カ （略）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57

万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について5,360円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,720円

(イ) 特定世帯 1,860円

(ウ) 特定継続世帯 2,790円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円

(イ) 特定世帯 760円

(ウ) 特定継続世帯 1,140円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,480円

カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金

万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について5,280円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,860円

(イ) 特定世帯 1,930円

(ウ) 特定継続世帯 2,895円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,140円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 1,170円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,400円

カ (略)

課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について259円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について17円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,020円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,700円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,960円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,600円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 194円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 324円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 518円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 647円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,200円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,605円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,675円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,350円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に

定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付

金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付

金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付

金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者に

定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3箇月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

つき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 (略)

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有す

4 (略)

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有す

る場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附

る場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の

則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

は特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地

は特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業

等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

は特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、

は特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、

第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条

第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当

約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の朝来市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



令和8年5月28日

朝来市長 藤岡 勇 様

朝来市国民健康保険運営協議会  
会長 北垣 利 晃



令和8年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について（答申）

令和8年5月28日付諮問第7号をもって諮問のあった標記の件について、同日、運営協議会を開催し、審議の結果、次のとおり結論をみたので答申します。

記

1 結論

令和8年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について

朝来市国民健康保険税の賦課割合は、基礎課税額（医療給付費）分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援納付金分、介護納付金分ともに次のとおりとする。

応能割		応益割	
48.4%		51.6%	
所得割総額	48.4%	均等割総額	平等割総額
		34.9%	16.7%

2 答申に当たって

今回諮問された事項について、事務局から資料提出を求め、慎重審議を行った。上記賦課割合について、条例規定上の表記とすると次のとおりとなる。

基礎課税額（医療給付費）分

	現 行	改 定 後
所得割	6.9%	6.2%
均等割	26,400円	26,800円
平等割	19,300円	18,600円
賦課限度額	66万円	67万円

後期高齢者支援金分

	現 行	改 定 後
所得割	2.8%	2.5%
均等割	10,700円	11,000円
平等割	7,800円	7,600円
賦課限度額	26万円	26万円

子ども・子育て支援納付金分

	現 行	改 定 後
所得割		0.3%
均等割		1,294円
平等割		800円
賦課限度額		3万円

介護納付金分

	現 行	改 定 後
所得割	2.3%	2.2%
均等割	12,000円	12,400円
平等割	6,900円	6,900円
賦課限度額	17万円	17万円

令和8年2月3日開催の第49回朝来市国民健康保険運営協議会において、県へ納付する国保事業費納付金を確保するための国民健康保険税一人当たり賦課額について、国保財政調整基金を61,300,000円繰り入れるとしたうえで、基礎課税額（医療給付費）分を60,800円、後期高齢者支援金分を25,000円、子ども・子育て支援納付金分を2,900円及び介護納付金分を28,700円とし、いずれも前年度より引き上げすることが適当と答申したところである。

令和8年度賦課に向けての被保険者数及び所得割課税標準額等各種の数値が出揃ったうえで当局から示された賦課割合（税率）については、健全な国民健康保険財政の運営に必要な財源が確保されており、かつ、税の安定性、公平性にも十分な配慮がうかがえることから、前回の答申に沿ったものと認め、「了承すべきもの」と結論づける。

なお、朝来市国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営のため、次の意見を付記するので参考とされたい。

<附帯意見>

(1) 国民健康保険財政の安定化と財政調整基金について

令和7年度決算見込みの状況をみると、歳入歳出差引で20,000,000円余りの黒字となっている。そのうち、令和8年度における前年度精算（超過交付となった保険給付費等交付金等）に伴う返還分を差し引いても11,000,000円を決算剰余金として財政調整基金に積み立てることが可能となり、決算時における基金残高は250,982,692円となり、安定的必要額が確保できていると考えられる。

一方で、被保険者の保険税の上昇を抑えるため、収納率を上げ保険税収入を確保するとともに、医療費適正化のため、中長期的な医療費の推移等をコロナ禍の影響などを勘案しながら検証し、健康の保持・増進を図るための継続的な取組が必要となる。

このようなことから、健幸づくり推進課や高年福祉課はもちろんのこと、市内関係団体との連携を密にし、効率的及び効果的な保健事業やフレイル予防事業を実施するなどして被保険者の健康寿命の延伸に継続的に取り組まれない。

(2) 収納率向上について

保険税収納率は、令和7年度現年度課税分において95.16%と、令和6年度の95.92%に比べて、0.76%下がっている。また、令和5年度ベースの比較においても0.53%下がっている。引き続き収納率向上に努められたい。収納率の向上は、保険税負担の公平性を保つ上で極めて重要であるから、今後もより一層の努力を期待したい。

(3) 保険料水準の統一に向けて

令和12年度の保険料水準の完全統一に向け被保険者への十分な周知に努められるとともに、財政調整基金を活用し被保険者の負担感とならないよう調整されたい。

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料 (①)

【基礎課税額(医療給付費)分、後期高齢者支援金分および子育て支援納付金分】

		令和8年度 ①		令和7年度 ②		比 較		
						①-②	増減率	
加入世帯数	(世帯)	3,492 (世帯)		3,576 (世帯)		△ 84 (世帯)	△ 2.3 %	
被保険者数	(人)	5,073 (人)		5,279 (人)		△ 206 (人)	△ 3.9 %	
一世帯当たり被保険者数	(人)	1.45 (人)		1.47 (人)		△ 0.02 (人)	△ 1.4 %	
賦課基準額	(千円)	3,023,074 (千円)		2,893,954 (千円)		129,119 (千円)	4.5 %	
一人当たり賦課基準額	(千円)	595 (千円)		548 (千円)		47 (千円)	8.6 %	
一世帯当たり賦課基準額	(千円)	865 (千円)		809 (千円)		56 (千円)	6.9 %	
軽減該当 の 状況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	673 人	13.3 %	754 人	14.2 %	△ 81 人	△ 10.7 %
		5割軽減	868 人	17.1 %	1,006 人	19.1 %	△ 138 人	△ 13.7 %
		7割軽減	1,154 人	22.7 %	1,189 人	22.5 %	△ 35 人	△ 2.9 %
		計	2,695 人	53.1 %	2,949 人	55.9 %	△ 254 人	△ 8.6 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	414 世帯	12.0 %	453 世帯	12.7 %	△ 39 世帯	△ 8.6 %
		5割軽減	539 世帯	15.4 %	598 世帯	16.7 %	△ 59 世帯	△ 9.9 %
		7割軽減	914 世帯	26.2 %	945 世帯	26.4 %	△ 31 世帯	△ 3.3 %
		計	1,867 世帯	53.5 %	1,996 世帯	55.8 %	△ 129 世帯	△ 6.5 %
限度額超過 世帯数	基礎課税額(医療給付費)分	29 (世帯)		23 (世帯)		6 (世帯)	26.1 %	
	後期高齢者支援金分	31 (世帯)		24 (世帯)		7 (世帯)	29.2 %	
	子育て支援金納付金分	(世帯)		(世帯)		(世帯)	%	

【介護納付金分】

		令和8年度 ①		令和7年度 ②		比 較		
						①-②	増減率	
加入世帯数	(世帯)	1,358 (世帯)		1,336 (世帯)		22 (世帯)	1.6 %	
被保険者数	(人)	1,569 (人)		1,556 (人)		13 (人)	0.8 %	
一世帯当たり被保険者数	(人)	1.15 (人)		1.16 (人)		△ 0.01 (人)	△ 0.9 %	
賦課基準額	(千円)	1,206,619 (千円)		1,145,877 (千円)		60,742 (千円)	5.3 %	
一人当たり賦課基準額	(千円)	769 (千円)		736 (千円)		33 (千円)	4.5 %	
一世帯当たり賦課基準額	(千円)	888 (千円)		857 (千円)		31 (千円)	3.6 %	
軽減該当 の 状況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	166 人	10.6 %	162 人	10.4 %	4 人	2.5 %
		5割軽減	207 人	13.2 %	206 人	13.2 %	1 人	0.5 %
		7割軽減	391 人	24.9 %	411 人	26.4 %	△ 20 人	△ 4.9 %
		計	764 人	48.7 %	779 人	50.1 %	△ 15 人	△ 1.9 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	138 世帯	10.2 %	129 世帯	9.7 %	9 世帯	7.0 %
		5割軽減	169 世帯	12.4 %	167 世帯	12.4 %	2 世帯	1.2 %
		7割軽減	349 世帯	25.6 %	369 世帯	27.6 %	△ 20 世帯	△ 5.4 %
		計	656 世帯	48.3 %	665 世帯	49.8 %	△ 9 世帯	△ 1.4 %
限度額超過世帯数		30 (世帯)		24 (世帯)		6 (世帯)	25.0 %	

## 朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料 (2)

### 1. 基礎課税額(医療給付費)課税額に係る税率

区 分		現 行	改 正 案	関 係 事 項	
所 得 割 率		100分の 6.9	100分の 6.2	第3条1項	
被 保 険 者 均 等 割 額		26,400円	26,800円	第5条	
世 帯 別 平 等 割 額	特 定 世 帯 以 外	19,300円	18,600円	第5条の2第1号	
	特 定 世 帯	9,650円	9,300円	第5条の2第2号	
	特 定 継 続 世 帯	14,475円	13,950円	第5条の2第3号	
軽 減 額	7割	均 等 割	18,480円	第23条第1項第1号	
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外		13,510円
			特 定 世 帯		6,755円
	特 定 継 続 世 帯		10,133円		
	5割	均 等 割	13,200円		第23条第1項第2号
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外		
特 定 世 帯			4,825円		
特 定 継 続 世 帯	7,238円				
2割	均 等 割	5,280円	第23条第1項第3号		
	平 等 割	特 定 世 帯 以 外		3,860円	
		特 定 世 帯		1,930円	
		特 定 継 続 世 帯		2,895円	
2,995円		2,790円			
未就学児の均等割	7割軽減世帯	3,960円	4,020円	第23条第2項第1号	
	5割軽減世帯	6,600円	6,700円		
	2割軽減世帯	10,560円	10,720円		
	その他の世帯	13,200円	13,400円		

### 2. 後期高齢者支援金課税額に係る税率

区 分		現 行	改 正 案	関 係 事 項	
所 得 割 率		100分の 2.8	100分の 2.5	第6条	
被 保 険 者 均 等 割 額		10,700円	11,000円	第7条の2	
世 帯 別 平 等 割 額	特 定 世 帯 以 外	7,800円	7,600円	第7条の3第1号	
	特 定 世 帯	3,900円	3,800円	第7条の3第2号	
	特 定 継 続 世 帯	5,850円	5,700円	第7条の3第3号	
軽 減 額	7割	均 等 割	7,490円	第23条第1項第1号	
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外		5,460円
			特 定 世 帯		2,730円
	特 定 継 続 世 帯		4,095円		
	5割	均 等 割	5,350円		第23条第1項第2号
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外		
特 定 世 帯			1,950円		
特 定 継 続 世 帯	2,925円				
2割	均 等 割	2,140円	第23条第1項第3号		
	平 等 割	特 定 世 帯 以 外		1,560円	
		特 定 世 帯		780円	
		特 定 継 続 世 帯		1,170円	
1,140円		1,140円			
未就学児の均等割	7割軽減世帯	1,605円	1,650円	第23条第2項第2号	
	5割軽減世帯	2,675円	2,750円		
	2割軽減世帯	4,280円	4,400円		
	その他の世帯	5,350円	5,500円		

3. 子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率

区 分			現 行	改 正 案	関 係 事 項
所 得 割 率				100分の 0.3	第9条の4
被 保 険 者 均 等 割 額		1人当たり		1,294円	第9条の5
		18歳以上		87円	第9条の6
世 帯 別 平 等 割 額	特 定 世 帯 以 外			800円	第9条の7第1号
	特 定 世 帯			400円	第9条の7第2号
	特 定 継 続 世 帯			600円	第9条の7第3号
軽 減 額	7割	均等割	1人当たり	906円	第23条第1項第1号
			18歳以上	61円	
		平等割	特定世帯以外	560円	
	特 定 世 帯		280円		
	特定継続世帯		420円		
	5割	均等割	1人当たり	647円	
18歳以上			44円		
平等割		特定世帯以外	400円		
		特 定 世 帯	200円		
2割	均等割	1人当たり	259円	第23条第1項第3号	
		18歳以上	17円		
	平等割	特定世帯以外	160円		
		特 定 世 帯	80円		
未就学児の均等割		7割軽減世帯	194円	第23条第2項第3号	
		5割軽減世帯	324円		
		2割軽減世帯	518円		
		その他の世帯	647円		

4. 介護納付金課税額に係る税率

区 分			現 行	改 正 案	関 係 事 項
所 得 割 率			100分の 2.3	100分の 2.2	第8条
被 保 険 者 均 等 割 額			12,000円	12,400円	第9条の2
世 帯 別 平 等 割 額			6,900円	6,900円	第9条の3
軽 減 額	7割	均 等 割	8,400円	8,680円	第23条第1項第1号
		平 等 割	4,830円	4,830円	
5割	均 等 割	均 等 割	6,000円	6,200円	第23条第1項第2号
		平 等 割	3,450円	3,450円	
2割	均 等 割	均 等 割	2,400円	2,480円	第23条第1項第3号
		平 等 割	1,380円	1,380円	

軽減該当世帯の推移(令和3年度から令和8年度まで)

基礎課税額(医療給付費)分

		R8		R7		R6		R5		R4		R3	
		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合	
均等割 (人)	2割	673人	13.3%	754人	14.2%	793人	14.3%	835人	14.0%	881人	14.2%	867人	13.6%
	5割	868人	17.1%	1,006人	19.1%	1,117人	20.3%	1,240人	20.9%	1,218人	19.6%	1,178人	18.4%
	7割	1,154人	22.7%	1,189人	22.5%	1,380人	24.9%	1,428人	24.0%	1,448人	23.3%	1,455人	22.8%
	計	2,695人	53.1%	2,949人	55.9%	3,290人	59.5%	3,503人	58.9%	3,547人	57.1%	3,500人	54.8%
平等割 (世帯)	2割	414世帯	12.0%	453世帯	12.7%	460世帯	12.5%	479世帯	12.3%	479世帯	12.0%	490世帯	12.0%
	5割	539世帯	15.4%	598世帯	16.7%	665世帯	18.0%	718世帯	18.5%	708世帯	17.7%	686世帯	16.8%
	7割	914世帯	26.2%	945世帯	26.4%	1,056世帯	28.6%	1,105世帯	28.5%	1,116世帯	27.8%	1,118世帯	27.4%
	計	1,867世帯	53.5%	1,996世帯	55.8%	2,181世帯	59.1%	2,302世帯	59.3%	2,303世帯	57.5%	2,294世帯	56.2%

後期高齢者支援金分

		R8		R7		R6		R5		R4		R3	
		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合	
均等割 (人)	2割	673人	13.3%	754人	14.2%	793人	14.3%	835人	14.0%	881人	14.2%	867人	13.6%
	5割	868人	17.1%	1,006人	19.1%	1,117人	20.3%	1,240人	20.9%	1,218人	19.6%	1,178人	18.4%
	7割	1,154人	22.7%	1,189人	22.5%	1,380人	24.9%	1,428人	24.0%	1,448人	23.3%	1,455人	22.8%
	計	2,695人	53.1%	2,949人	55.9%	3,290人	59.5%	3,503人	58.9%	3,547人	57.1%	3,500人	54.8%
平等割 (世帯)	2割	414世帯	12.0%	453世帯	12.7%	460世帯	12.5%	479世帯	12.3%	479世帯	12.0%	490世帯	12.0%
	5割	539世帯	15.4%	598世帯	16.7%	665世帯	18.0%	718世帯	18.5%	708世帯	17.7%	686世帯	16.8%
	7割	914世帯	26.2%	945世帯	26.4%	1,056世帯	28.6%	1,105世帯	28.5%	1,116世帯	27.8%	1,118世帯	27.4%
	計	1,867世帯	53.5%	1,996世帯	55.8%	2,181世帯	59.1%	2,302世帯	59.3%	2,303世帯	57.5%	2,294世帯	56.2%

介護納付金分

		R8		R7		R6		R5		R4		R3	
		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合	
均等割 (人)	2割	166人	10.6%	162人	10.4%	185人	11.5%	188人	11.4%	196人	11.4%	192人	10.6%
	5割	207人	13.2%	206人	13.2%	240人	15.0%	256人	15.6%	258人	15.1%	263人	14.4%
	7割	391人	24.9%	411人	26.4%	439人	27.4%	422人	25.7%	410人	23.9%	412人	22.6%
	計	764人	48.7%	779人	50.1%	864人	53.9%	866人	52.7%	864人	50.4%	867人	47.6%
平等割 (世帯)	2割	138世帯	10.2%	129世帯	9.7%	151世帯	11.0%	153世帯	10.9%	163世帯	11.1%	158世帯	10.2%
	5割	169世帯	12.4%	167世帯	12.4%	197世帯	14.4%	216世帯	15.3%	218世帯	14.9%	220世帯	14.1%
	7割	349世帯	25.6%	369世帯	27.6%	390世帯	28.5%	383世帯	27.2%	372世帯	25.3%	383世帯	24.6%
	計	656世帯	48.3%	665世帯	49.8%	738世帯	53.9%	752世帯	53.4%	753世帯	51.3%	761世帯	48.9%

令和8年度国民健康保険税(基礎課税額分、後期高齢者支援金分および子育て支援納付金分)計算例  
 [2人世帯(18歳以上)を想定]

【税率】

	令和8年度(案)				令和7年度				比較
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	
A 所得割	6.2 %	2.5 %	0.3 %	9.0 %	6.9 %	2.8 %	%	9.7 %	△ 0.7 ポイント
B 均等割	26,800 円	11,000 円	1,294 円	39,094 円	26,400 円	10,700 円	円	37,100 円	1,994 円
C 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	円	27,100 円	△ 100 円

【税額計算例】 ※子育て支援納付金均等割は、1,294円+87円(18歳以上の1人当たり均等割額)です。

例1) 7割軽減の世帯

2人世帯	令和8年度(案)				令和7年度据置				
区分	【7割軽減】				【7割軽減】				
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	
a 所得額	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	
c 課税基準額(a-b)	0 円	0 円	0 円	円	0 円	0 円	0 円	円	
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円	
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円	
d 7割軽減額[(②+③)×0.7]	△ 50,540 円	△ 20,720 円	△ 2,493 円	△ 73,753 円	△ 50,470 円	△ 20,440 円	0 円	△ 70,910 円	
e 端数調整額	△ 60 円	△ 80 円	△ 69 円	△ 209 円	△ 30 円	△ 60 円	0 円	△ 90 円	
f 保険税額	21,600 円	8,800 円	1,000 円	31,400 円	21,600 円	8,700 円	0 円	30,300 円	
									差 額 1,100 円

例2) 5割軽減の世帯

2人世帯	令和8年度(案)				令和7年度据置				
区分	【5割軽減】				【5割軽減】				
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	
a 所得額	1,050,000 円	1,050,000 円	1,050,000 円	円	1,050,000 円	1,050,000 円	1,050,000 円	円	
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	
c 課税基準額(a-b)	620,000 円	620,000 円	620,000 円	円	620,000 円	620,000 円	620,000 円	円	
① 所得割(c×所得割税率)	38,440 円	15,500 円	1,860 円	55,800 円	42,780 円	17,360 円	0 円	60,140 円	
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円	
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円	
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 36,100 円	△ 14,800 円	△ 1,781 円	△ 52,681 円	△ 36,050 円	△ 14,600 円	0 円	△ 50,650 円	
e 端数調整額	△ 40 円	0 円	△ 41 円	△ 81 円	△ 30 円	△ 60 円	0 円	△ 90 円	
f 保険税額	74,500 円	30,300 円	3,600 円	108,400 円	78,800 円	31,900 円	0 円	110,700 円	
									差 額 △ 2,300 円

例3) 2割軽減の世帯

2人世帯	令和8年度(案)				令和7年度据置				
区分	【2割軽減】				【2割軽減】				
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	
a 所得額	1,570,000 円	1,570,000 円	1,570,000 円	円	1,570,000 円	1,570,000 円	1,570,000 円	円	
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	
c 課税基準額(a-b)	1,140,000 円	1,140,000 円	1,140,000 円	円	1,140,000 円	1,140,000 円	1,140,000 円	円	
① 所得割(c×所得割税率)	70,680 円	28,500 円	3,420 円	102,600 円	78,660 円	31,920 円	0 円	110,580 円	
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円	
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円	
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 14,440 円	△ 5,920 円	△ 712 円	△ 21,072 円	△ 14,420 円	△ 5,840 円	0 円	△ 20,260 円	
e 端数調整額	△ 40 円	△ 80 円	△ 70 円	△ 190 円	△ 40 円	△ 80 円	0 円	△ 120 円	
f 保険税額	128,400 円	52,100 円	6,200 円	186,700 円	136,300 円	55,200 円	0 円	191,500 円	
									差 額 △ 4,800 円

例4) 給与所得者の世帯

世帯主: 給与収入240万円(給与所得160万円) 配偶者: 給与収入108万円(給与所得43万円)

2人世帯 区分	令和8年度(案)				令和7年度据置			
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て
a 所得額	2,030,000 円	2,030,000 円	2,030,000 円	円	2,030,000 円	2,030,000 円	2,030,000 円	円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円	860,000 円	円	860,000 円	860,000 円	860,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,170,000 円	1,170,000 円	1,170,000 円	円	1,170,000 円	1,170,000 円	1,170,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	72,540 円	29,250 円	3,510 円	105,300 円	80,730 円	32,760 円	0 円	113,490 円
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 14,440 円	△ 5,920 円	△ 712 円	△ 21,072 円	△ 14,420 円	△ 5,840 円	円	△ 20,260 円
e 端数調整額	0 円	△ 30 円	△ 60 円	△ 90 円	△ 10 円	△ 20 円	0 円	△ 30 円
f 保険税額	130,300 円	52,900 円	6,300 円	189,500 円	138,400 円	56,100 円	0 円	194,500 円
							差 額	△ 5,000 円

例5) 事業所得者の世帯

世帯主: 事業所得200万円 配偶者: 給与収入108万円(給与所得43万円)

2人世帯 区分	令和8年度(案)				令和7年度据置			
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て
a 所得額	2,430,000 円	2,430,000 円	2,430,000 円	円	2,430,000 円	2,430,000 円	2,430,000 円	円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円	860,000 円	円	860,000 円	860,000 円	860,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,570,000 円	1,570,000 円	1,570,000 円	円	1,570,000 円	1,570,000 円	1,570,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	97,340 円	39,250 円	4,710 円	141,300 円	108,330 円	43,960 円	0 円	152,290 円
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円
d 軽減非該当								
e 端数調整額	△ 40 円	△ 50 円	△ 72 円	△ 162 円	△ 30 円	△ 60 円	0 円	△ 90 円
f 保険税額	169,500 円	68,800 円	8,200 円	246,500 円	180,400 円	73,100 円	0 円	253,500 円
							差 額	△ 7,000 円

例6) 公的年金受給者の世帯(65歳以上)

世帯主: 年金収入220万円(年金所得110万円) 配偶者: 年金収入110万円(年金所得0円)

2人世帯 区分	令和8年度(案)				令和7年度据置			
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	子育て支援納付金	基礎+後期+子育て
a 所得額	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	円	1,100,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	430,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	670,000 円	670,000 円	670,000 円	円	670,000 円	670,000 円	670,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	41,540 円	16,750 円	2,010 円	60,300 円	46,230 円	18,760 円	0 円	64,990 円
② 均等割(B×2人)	53,600 円	22,000 円	2,762 円	78,362 円	52,800 円	21,400 円	0 円	74,200 円
③ 平等割	18,600 円	7,600 円	800 円	27,000 円	19,300 円	7,800 円	0 円	27,100 円
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 36,100 円	△ 14,800 円	△ 1,781 円	円	△ 36,050 円	△ 14,600 円	0 円	円
e 端数調整額	△ 40 円	△ 50 円	△ 91 円	△ 181 円	△ 80 円	△ 60 円	0 円	△ 140 円
f 保険税額	77,600 円	31,500 円	3,700 円	112,800 円	82,200 円	33,300 円	0 円	115,500 円
							差 額	△ 2,700 円

※5割軽減に該当(65歳以上の公的年金所得からは15万円差し引いた額で軽減判定)

## 令和8年度国民健康保険税(介護納付金分)計算例

[2人世帯(18歳以上)を想定]

### 【税率】

	令和8年度(案)	令和7年度	比較
A 所得割	2.2 %	2.3 %	△ 0.1 ポイント
B 均等割	12,400 円	12,000 円	400 円
C 平等割	6,900 円	6,900 円	0 円

### 【税額計算例】

#### 例1) 7割軽減の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【7割軽減】	令和7年度据置 【7割軽減】
a 所得額	430,000 円	430,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	0 円	0 円
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d 7割軽減額[(②+③)×0.7]	△ 22,190 円	△ 21,630 円
e 端数調整額	△ 10 円	△ 70 円
f 保険税額	9,500 円	9,200 円
	差 額	300 円

#### 例2) 5割軽減の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【5割軽減】	令和7年度据置 【5割軽減】
a 所得額	1,050,000 円	1,050,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	620,000 円	620,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	13,640 円	14,260 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 15,850 円	△ 15,450 円
e 端数調整額	△ 90 円	△ 10 円
f 保険税額	29,400 円	29,700 円
	差 額	△ 300 円

#### 例3) 2割軽減の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【2割軽減】	令和7年度据置 【2割軽減】
a 所得額	1,570,000 円	1,570,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,140,000 円	1,140,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	25,080 円	26,220 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 6,340 円	△ 6,180 円
e 端数調整額	△ 40 円	△ 40 円
f 保険税額	50,400 円	50,900 円
	差 額	△ 500 円

#### 例4) 給与所得者の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【2割軽減】	令和7年度据置 【2割軽減】
a 所得額	2,030,000 円	2,030,000 円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,170,000 円	1,170,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	25,740 円	26,910 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 6,340 円	△ 6,180 円
e 端数調整額	円	△ 30 円
f 保険税額	51,100 円	51,600 円
	差 額	△ 500 円

#### 例5) 事業所得者の世帯

2人世帯	令和8年度(案) 【軽減非該当】	令和7年度据置 【軽減非該当】
a 所得額	2,430,000 円	2,430,000 円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,570,000 円	1,570,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	34,540 円	36,110 円
② 均等割(B×2人)	24,800 円	24,000 円
③ 平等割	6,900 円	6,900 円
d		
e 端数調整額	△ 40 円	△ 10 円
f 保険税額	66,200 円	67,000 円
	差 額	△ 800 円